

社会福祉法人香川県共同募金会助成規程

(目的)

第1条 社会福祉法人香川県共同募金会（以下「本会」という。）は、本会定款に定める助成事業に関して、法令等に定めるもののほか、この規程に定めるところにより助成金を交付する。

(助成の原則)

第2条 助成金は、当該年度に助成を行う歳末たすけあい、使途指定寄付金及び災害その他緊急の必要がある場合を除き、翌年度の事業の経費にこれを充当するものとし、その使途を指定して助成する。

(助成の種類)

第3条 本会は、次の種類の助成を行う。ただし、(2)及び(3)については、市町共同募金委員会において行うものとし、その基準及び手続きについては、各市町共同募金委員会において定める。

(1) 広域助成

主として広域的な社会課題を解決するための助成（NHK歳末たすけあい寄付金による助成を含む。）

(2) 主として小地域活動支援など地域の生活課題を解決するための助成

(3) 地域歳末助成

地域歳末たすけあい運動に関わる助成

(助成の対象)

第4条 共同募金の助成対象となる団体、活動、経費について、以下のとおり定める。

(1) 助成の対象となる団体

地域福祉の推進を図るための活動（以下「地域福祉活動」という。）及び更生保護事業その他の社会福祉を目的とする事業を営営するもの（国及び地方公共団体が設置し、若しくは経営し、又はその責任に属するとみなされるものを除く。）で、以下の団体を助成対象とする。

(イ) 法人格の有無を問わず、団体の規約並びに活動計画及び予算、決算を備えているもの

(ロ) 営利又は政治、宗教を活動の目的又は手段としないもの

(ハ) 活動の実績、内容及び財務の状況を公開しているもの

(ニ) 1年以上活動実績があるもの。ただし、活動準備行為等を助成対象とする場合はこの限りではない。

(ホ) 共同募金運動の趣旨に理解、共感し、積極的に参画、推進するもの

(2) 助成の対象となる活動

地域福祉活動及び更生保護事業その他の社会福祉を目的とする事業活動を助成対象とする。

助成にあたっては、助成を希望する団体の活動計画を検討し、具体的に使途を指定する。ただし、次の活動は対象としない。

- (イ) 当該事業が、営利活動や政治、宗教等の手段とみなされるもの
- (ロ) 助成金以外の収入が期待でき、これによって当該活動が実施できるもの
- (ハ) 構成員の互助共済を主たる目的とするもの
- (ニ) 介護保険事業
- (ホ) 借入金の返済・負債整理の事業
- (ヘ) 土地の購入又は造成事業
- (ト) 助成決定前に購入又は着工した事業
- (チ) 法令上必要な許認可を受けていないもの

(3) 助成対象となる経費

活動に必要な経費を対象とし、団体の維持・運営のための経費及び飲食にかかる経費は原則として対象としない。

2 助成の種類ごとの要件は、別途助成基準において定める。

(助成方針)

第5条 助成事業の主体的な実施を担保するため、助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）が事業費の一部を負担することを原則とする。

2 同一事業に対する助成は、最長3年を原則とする。

(募集)

第6条 助成の募集は、公募を原則とし、助成基準をホームページに掲載するほか、社会福祉協議会の広報紙を活用するなど広く一般に周知するよう努める。

(助成申請)

第7条 申請者は、助成基準に定める申請書に必要な書類を添付して、毎年別に定める日までに、団体の住所地にある市町共同募金委員会を經由して会長に提出しなければならない。

(審査)

第8条 助成内容の審査は配分委員会で行い、書面審査のほか必要がある場合は、対面審査及び実地審査を行うことができる。

(助成の決定)

第9条 助成先、助成額及び助成事業は、配分委員会の議を経て本会の理事会で決定し、申請者に通知する。

2 会長は、助成の決定を通知する場合において、助成の目的を達成するために必要があるときは、条件を付するものとする。

(助成の調整)

第10条 助成額の決定は、あらかじめ定めた助成計画によって行うことを原則とするが、募金実績によるほか、必要がある場合には助成計画を変更して行うことができる。

(助成事業の変更)

第11条 第9条の通知を受けた申請者（以下「被助成者」という。）は、やむを得ない事情により指定した事業内容を変更する必要がある場合は、変更実施前に助成基準に定める変更申請書を会長に提出し、承認を得なければならない。ただし、軽微な変更を除く。

(助成金の請求)

第 12 条 被助成者は、助成金の交付を受けようとするときは、助成基準に定める請求書を会長あてに提出する。

(助成金の交付)

第 13 条 助成金は、前条の助成金請求書の内容が適正であることを確認したうえで交付する。

(助成金の経理)

第 14 条 被助成者は、助成金の使途経理について、常時内容を明らかにしておかなければならない。

(助成金の使途報告)

第 15 条 被助成者は、助成事業完了後 1 か月以内に助成基準に定める事業完了報告書に必要な書類を添付し、会長に提出しなければならない。

2 被助成者は、助成金の使途に関し、住民への周知を図るよう努めなければならない。

(助成金の監査)

第 16 条 助成事業については、助成金の使途に関係ある範囲で、適時、検査を行うことができる。

2 被助成者は、監査において要求があった時は必要な記録、諸帳簿等の提示を拒むことはできない。

(助成の取消等)

第 17 条 本会又は共同募金委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、助成決定を変更し、若しくは取消し、又は助成金の全額若しくは一部を返還させることができる。

(1) 助成決定後、事業を一部休止又は廃止したとき。

(2) 助成金を指定された事業以外に使用したとき。

(3) 事業と相違した助成申請又は使途報告を行ったとき。

(4) 経理状況が極めて不良と認められたとき。

(5) その他、法令違反や本会の指示に従わないなど不相当と認められたとき。

附 則

1 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程の第 5 条から第 17 条までの規定は、平成 24 年度に実施する募金にかかる助成から適用する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。